

本巣市地域密着型糸貫デイサービスセンター指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービス事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人本巣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する本巣市糸貫通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師、介護職員（以下「従事者」という。）が要支援又は要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の運営について、従事者は、次の方針に沿って業務を行うものとする。

- (1) 利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、最善の介護を行う。
- (2) 利用者の介護につき、特定の者に偏ることなく、常に利用者の意思を尊重し事業にあたる。
- (3) 事業に係る個人情報及びその他の全ての情報につき、他に漏えいすることのないように厳重に管理する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 本巣市糸貫デイサービスセンター
- (2) 所在地 岐阜県本巣市上保1261番地4

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 （生活相談員・介護員兼務あり） 1名
管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定地域密着型通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの実施に関して、事業所の従業者に対して遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員（介護員・看護師兼務あり） 1名以上

利用者及び家族からの相談に対する援助、利用申込みに係る調整、他の従業者に対する助言及び技術指導、居宅介護支援事業所等との連携・調整を行い、又他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成を行う。

- (3) 看護職員（介護員・機能訓練指導者兼務あり） 1 名以上
利用者の健康状態の確認、服薬管理、病状が急変した際の救急措置などの看護業務を通じて利用者の日常生活支援を行う。
- (4) 介護職員（管理者・生活相談員・看護師兼務あり） 2 名以上
地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生活の世話及び介護、機能訓練を行う。
- (5) 機能訓練指導員（看護師兼務あり） 1 名以上
利用者の身体機能の維持、向上における訓練及び助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 提供日 月曜日から土曜日とする。但し、1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時 1 5 分から午後 4 時 3 0 分まで。

（事業所の利用者定員）

第 6 条 事業所の利用定員は、1 5 名とする。

（事業の内容）

第 7 条 指定地域密着型通所介護等の内容は、次に掲げるもの及びその他必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 健康状態の確認、日常生活上の世話及び送迎
- (2) 機能訓練及びアクティビティ（創作活動等）
- (3) 生活指導等（相談・援助）
- (4) 安全な入浴支援

（事業の利用料等並びに支払方法）

第 8 条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該告示上の額の支払いを受けるものとする。

- (2) 前号に掲げるもののほか、事業所において提供される便宜のうち、日常生活において当然必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用。
- (3) 食事の提供に要する費用については、600円（おやつ代を含む）を徴収する。
- (4) その他、指定通所介護等の提供される便宜のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- (5) 前四号の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- (6) 利用料は、前項に定める利用料を本会の定める期日に、利用者等の指定金融機関からの口座引き落としにより支払うものとする。

（事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は本巢市・瑞穂市・北方町とする。但し、事業所から半径10キロ以内とする。

（衛生管理等）

- 第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
 - 3 事業所は、従事者に対して、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受けさせるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供が行えるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 指定通所介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置をこうじるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 管理者は苦情に対し、解決にむけて調査し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 3 事業者は、提供した指定通所介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報において「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、本会での事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高

齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(地域との連携)

第17条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携および協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当該事業所が行う指定通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、指定通所介護等について知見を有する者等とし、おおむね6ヵ月に1回以上開催する。

4 前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第18条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。

2 事業所は利用者に対する指定通所介護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当記録を終了した日から5年間保管しなければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画等
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) ヒヤリハットの記録
- (5) 利用者に関する市町への通知

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従事者の資質向上のために研修の機会を確保するものとする。

2 事業所の会計は、他の会計と明確に区分し、毎年4月1日から翌年3月31日を会計年度とする。

3 従業者は、事業遂行にあたって、利用者に対していかなる強要をしてはならない。また、他の事業者等からの金品の収受をしてはならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。ただし、指定地域密着型通所介護事業は平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附則

この規程は、2020年7月1日から施行する。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。